

令和2年5月7日

本学学生の皆さんへ

副学長 平山浩一

政府による緊急事態宣言が全国を対象に5月31日まで延長されました。特に北海道は特定警戒都道府県に指定され、不要不急の外出自粛と合わせ、人との接触の機会を8割減らすことが求められております。

これを受け、本学学生の皆さんには、緊急事態宣言期間の5月31日まで、引き続き学内への立ち入りを原則禁止といたします。以下については特例として目的に応じた一時的な立ち入りを許可しますが、いずれもマスク着用を必須とし、三密を避け、都度手指の消毒を必ず行って下さい。

- ・ 自宅（下宿、アパート等を含む）ではオンライン授業を受講することが困難である学生が学内の指定された講義室等で受講する場合
- ・ 指導教員による研究許可申請が大学から許可され、短時間の研究室への立ち入りを許可された場合
- ・ 短時間の生協利用

なお、体調のすぐれない学生、および帰省先等から北見に戻って自宅待機2週間未満の学生は、オンライン授業の学内での受講及び研究室への立ち入りを禁止します。また、発熱（37.5℃以上）や呼吸器症状がある学生は、上記にかかわらず学内への立ち入りを禁止します。

今後も、大学からの具体的な指示および皆さんの参考となる情報は本学ホームページにて逐次公開する予定です。学生の皆さんは毎日本学ホームページを確認するようお願いいたします。

本学は皆さんの学習機会が損なわれないように全力でサポートします。学生の皆様も自分自身はもとより大学を含め地域の生活を守り、なにより生命を守るため、大学の一員として一致団結した行動にご協力ください。